

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：基盤研究 C

研究期間：2006 ～ 2008

課題番号：18530012

研究課題名（和文） 下北地方における法と共同性

研究課題名（英文） Law and Community in Shimokita Region

研究代表者 林 研三（HAYASHI KENZO）

札幌大学・法学部・教授

研究者番号：60218568

研究成果の概要：

下北地方のなかで東通村には8漁協と1内水面漁協が存在しているが、前者の8漁協の共同漁業権のあり方、その行使規則、およびいくつかの漁協での漁業補償から集落と漁協組織の相関性が想定される。

同村の尻屋や目名は詳細な村規約が作成されていた集落であったが、現在は各「部落会」の機能は分散し、尻屋土地共有会、尻屋三餘会、尻屋漁協、目名生産森林組合、目名神楽会が並立している。また、同村において集落営農を行っているのはこの目名集落と大利集落であり、そこでは特定農業団体が設立されている。さらに畜産業については、各集落での牧野組合や村営牧場が目名されるし、各集落での共有林野の存在は、集落の存続に小さくない影響を与えている。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	660,000	4,060,000

研究分野：基礎法学

科研費の分科・細目：法社会学

キーワード：農林水産業・村落・漁協・共同漁業権

1. 研究開始当初の背景

村落社会での家族慣行をはじめとする旧来からの慣習は、従来「いずれ消滅する」と言われてきたが、現在においてもまだ消滅していない。それどころか最近では逆に再活性化している場合もある。この現状をどう考えるのかという問題意識から本研究は始められた。

これらの慣行の消滅は、農林水産業の衰退、あるいは村落社会の過疎化の進行とともに生じるとされてきた。後者の農林水産業の衰退や過疎化は全国的な傾向とされているが、

下北地方においても同じであろうか。近年の原発関連施設の建設もこの傾向と関係しているのだろうか。関連していたとしても、その後の経緯は、そして同じ下北地方でもこれらの施設建設とは関係しない集落の様子はどうかという問題意識からはじめられた。

2. 研究の目的

辺境とされている下北地方の村落構造、農林水産業についての現在の様子を、高度経済成長期以降の変化をふまえて考察すること

を目的としていた。特に昭和35年の九学会連合調査時との比較を試み、過去約40年間の変化を勘案しながら現状を考察するが、近年の原発関連施設建設の集落への影響の有無も検証する。

3. 研究の方法

調査対象地を下北郡東通村に限定した。同村目名、尻屋、大利での農林水産業の現状や集落組織についての聞き取り調査を役場と各集落において行った。また、水産業については、同村の8漁協において聞き取り調査を行い、特に白糠漁協では原発建設と漁業補償の聞き取りを行った。

本研究ではアンケート調査方法は採用せず、研究代表と連携研究者、研究協力者による聞き取り調査（ヒヤリング）に徹した。

4. 研究成果

(1) 東通村の農業

グローバル規模での経済自由化、市場主義が加速するなか、我が国の農業分野においても、市場メカニズムを全面的に導入することをねらった政策が展開されている。たとえば、市場主義化のセーフティネットとして登場した「水田経営所得安定対策」（旧「品目横断的経営安定策」）では、政策対象となる担い手を4ヘクタール以上の認定農業者と特定の要件を満たす集落営農に絞り、集落の役割を産業主義的側面に特化させ活用していく方向性が強調されている。

この調査では、かかる「農政の転換期」のなか、東通村の農業および農業面での集落機能の実態について明らかにした。下北地方で集落営農が組織化されたのは本村の目名と大利である。両集落とも農用地利用改善団体（集落の地権者団体）の合意のもとに特定農業団体を設立して、経営所得安定策の受け手としての活動を開始していた。当該集落で組織化が可能となった背景には、2002年に完成した大区画圃場整備事業がある。この事業を導入するにあたっては、本村から独自に補助金が支給され受益者負担が不要になり、この事業導入に伴う地権者の合意形成が比較的スムーズにすすんだという。

また、両集落とも、畜産用飼料の転作団地化が集落営農活動の主軸となっており、比較的年齢の若い専門的畜産農家が組織の中核的なリーダーとして活躍しているが、近年転作面積規模が増大する一方でオペレーター数が限られているために、畜産農家にかかる負担が大きいことが課題としてあげられた。なお、目名集落の場合、集落営農の担い手である若手の専門農家は別家（目名生産森林組合の組合員ではない分家）の場合が多く、後継者の他出等により農業を維持できなくなった目名本村の農家（生産森林組合の組合員

が多い）が、これらの別家である専門農家に農地を貸し付けるといった現象が多くみられた（これに関しては、目名神楽会という伝承芸能集団の活動についても、現在は多くの別家の後継者が熱心に取り組んでいるという指摘もあった）。

次に目名集落での直売活動に従事する女性農業者に対してヒヤリングをおこなったところ、直売活動のため30以上にわたる他品種の野菜や花を作付けし、高齢であっても機械作業は自らが行き、なかには遊休地を借入して規模を拡大しているケースもみられた。野菜類は、むつ市内を含む数カ所の直売所に出荷されており、そこで得られる収益は女性の生き甲斐づくりと営農意欲の発揮につながっていることが明らかになった。

(2) 東通村の畜産

当地区では少なくとも近世以降は馬・牛などの畜産の歴史があり、軍馬の畜産としても有名であった。そのような伝統・経験を生かし、また冷涼な気候による米作の弱点を補うために、第二次大戦後も積極的に畜産振興がなされた。戦後においては馬産も行われており、尻屋の寒立馬は現在でもこの地の畜産の象徴となっているが、中心は肉牛である。

かつての九学会連合調査が行われた昭和30年代後半に日本短角種が導入された。昭和42年には村に畜産課がおかれた。村は雌牛の貸し付けや村営牧場の設置等により積極的に畜産支援を行った。昭和50年代には農家に牛が行き渡るようになり、各農家での牛舎の建築が進んだ。牛肉輸入自由化以後、日本短角が減り、主流は黒毛和牛となる。平成5～13年には計109頭の但馬牛を導入するとともに、飼育技術の獲得のため農家の主婦を但馬の農家にホームステイするなどの取り組みも行われた。昭和55年には300戸ちかい農家が畜産を行っていたが、平成20年現在では70戸、1200頭に減少してきた。

この地の畜産の特徴は広大な共有地を放牧地として利用していることである。戦前は共有森林への馬の放牧も行われていた。現在も各部落、あるいはその別組織が広大な放牧地を有し、これを部落ごとに設置されている牧野組合が賃借、管理し、組合員その他に利用させている。採草地についても同様である。村営牧場もある。村営牧場での放牧は部落有地での放牧に比して高額であるが、種付けまでも含めた管理がなされるので、牧野組合による共同の放牧管理ができない場合には魅力的な選択肢となる。

一般的には10頭弱の雌牛を所有し、繁殖を行うという形態が多いが、積極的に肥育まで一貫した生産を行う農家もでてきている。夏山冬里という飼育形態がとられていたが、

子牛生産をあげるため、この方式をとらない農家が増えている。

現在はBSE問題などもあり、また青森県の所有する種牛の評価が高いこともあり、東通村の畜産は比較的よい状況にある。それでも10頭前後の雌牛の飼育で得られる収入には限度があり、高齢者の「専従」という状況も見られる。収入をあげるために飼育頭を増やすには牛舎の建設が必要で、先行き不透明生産を行う専業農家もでてきているが、そのための技術が必要とされ、病気や事故の際の損害も大きい。

本村の牛肉を中心とする畜産は、広大な共有地の存在という有利な条件により、低コスト、かつ「自然な」生産が可能であり、他地域に対する優位性を持っている。しかしながら、米作と違って第二種兼業として行うことは難しいため、農業の兼業化が進み、あるいは「専従」の高齢者による管理が困難になるにつれ、畜産農家が減っていくことになる。畜産農家が減少すると、共有放牧地の管理ができなくなる等の問題も生じる。また、専業農家による畜産も、複合的経営の一環としてこれを取り込むのか、肥育まで含めた一貫生産を大規模に行う畜産専業農家への道を歩むのか、難しい選択が迫られている。なお、近年の技術体系は子牛生産の回転をあげるために、畜舎での密な管理と配合飼料に象徴される「人工的」飼育体制への志向を示しているようにも見えるが、これは本村の畜産が有する優位性を掘り崩すことにもなり、「自然な」飼育でのブランド化が必要であると思われる。

(3) 東通村の漁業

本村には8漁協、1内水面漁協が存在している。このうち本調査では8漁協を対象とした。8漁協の組合員数を次に示しておく。

漁協	年次	正	准
白糠	77	481	84
	06	536	129
尻屋	77	58	2
	06	74	0
石持	77	102	0
	06	88	3
野牛	77	141	54
	06	105	95
岩屋	77	89	0
	06	86	0
尻労	77	119	1
	06	110	29
小田野沢	77	309	10
	06	225	29
猿ヶ森	77	58	0
	06	49	2

表(1) 組合員数

197年と2006年の組合員数を示したが、この30年間で増減は各漁協によっての違いがある。白糠漁協のように正組合員数が増加しているところと、逆に減少している組合、さらにほとんど増減がない組合に分かれる。注目されるのは増加している、あるいは変化がほとんどない組合であろう。これは当該組合が過去の漁業補償を得たことが関係しているようである。しかし、尻屋漁協や野牛漁協では漁業補償はない。それでも増加している理由はそれぞれの漁協組織と集落構成が関係していると思われる。組合員数とともに、各漁業地区別の漁獲高別経営体数を「漁業センサス」から作成してみたものが表(2)である。各漁業地区は各漁協に対応している。猿ヶ森漁協は前浜が防衛庁(当時)に接収されたので、現在は自前の漁港をもち、単独の漁業地区としてあげられていない。

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
A	0	7	4	4	3	5	5	6	1	0	0
B	0	1	0	1	3	5	6	13	15	2	0
C	14	29	8	7	9	7	4	8	0	0	0
D	0	0	0	0	0	4	11	22	2	0	1
E	0	1	1	4	1	11	10	4	4	1	3
F	0	52	4	2	10	11	0	1	0	1	0
G	46	273	38	40	8	21	21	12	11	1	0

表(2) 漁業地区別漁獲金額別経営体数(漁獲高)

a: 0 b: 30万円未満 c: 30~5万 d: 50~100万円 e: 100~200万円 f: 200~500万円 g: 500~1000万円 h: 1000万円~2000円 i: 2000~5000万円 j: 5000~1億円 k: 1億~10億円

(漁業地区)

A: 石持 B: 野牛 C: 岩屋 D: 尻屋 E: 尻労 F: 小田野沢 G: 白糠

これら村内の7地区については、白糠型と尻屋型に分類できる。白糠地区では漁獲高が極めて低い経営体が多い。この型に含まれる地区は岩屋地区と小田野沢地区である。岩屋では30万円未満の経営体が40%前後であり、小田野沢では60%以上を占めている。これに対して尻屋では中間的な漁獲高をしめる経営体が33経営体であり約82%である。尻屋では中堅的な漁家が多く、表(1)でもみたように、正組合員数も過去30年間で大きく増加している。

尻屋での漁獲高別経営体の分布傾向を若干上位にシフトさせているのが野牛であり、下位にシフトさせているのが尻労である。ただし、尻労では漁獲高が2000万円以上の経営体も存在し、幾分階層分化が激しい。

白糠漁協は原発施設に関連する漁業補償

があった漁協であり、石持漁協では現在も毎年「航路保障」という形での漁業保障がなされている。各漁協ではそれぞれの共同漁業権行使規則を制定し、各員の平等性の実現にむけた工夫がなされている。たとえば、定置網の場所の年毎のローテーション化や各自の籠・網数への規制などである。

この各漁協でのこのような内部規定とは別に、漁協間の相互協定（入漁権の設定）や一つの共同漁業権を二つの漁協が合同で免許されている例、自らの漁港を有しない漁協が隣接する漁協の漁港を利用する事例や隣接漁協の共同漁業権区域内への入漁権設定などがみられる。これは組合員間の相互関係と漁協間の関係の相同性として把握できる。

しかし、このことは村内8漁協が容易に合併できることを意味しているわけではない。2001年から始まった本村での「東通地区漁協合併研究会」は、2005年に「東通地区漁協合併協議会」に発展したが、すでにこの時点で2漁協が脱退し、2007年にはこの「協議会」自体が解散した。この経緯をここで論じる余裕はないが、最後の「解散」という結果は、本村の8漁協、その背後の各集落の独自性を物語っている。本稿では8漁協すべてを網羅する余裕はないので、以下では次の3漁協の現状についてのみ記述しておく。

(4) 漁協の諸相

① 尻屋漁協

尻屋集落は戦前から「原始共産制村落」として知られていた集落であり、これまでに多くの調査報告があった。前述のように当漁協では中堅的な経営体が多かったが、漁協の正組合員は78名、准組合員は0名である。ここでは村内の他の多くの組合と異なり1戸1組合員方式を採用していない。1戸から複数の組合員がでていますが、その場合でも1戸につき1世代1人という原則は堅持されている。つまり1戸から兄弟が同時に組合員になることはない。

当漁協ではイカつり漁業が盛んであり、漁獲高もイカが最も高い。他は昆布やたこ、布海苔と続いている（表（3）参照）

種類	数量	金額
いか	1376687.1	265804754
たこ	131139.3	68799332
さけ	113980.7	40206025
成貝	6011.6	46673151
塩うに	1305.54	13382619
干ふのり	21744.9	53109116
干こんぶ	187204.4	25232198

表（3）尻屋漁協の主要水産物
（尻屋漁協「第59年度業務報告」）

当漁協が免許を受けている共同漁業権は以下の表（4）の通りである。

免許番号	漁業種類	漁業の名称
東共25号	第1種共同漁業権	こんぶ・わかめ・あまのり・ふのり・ぎんなんそう・他
東共26号	第2種共同漁業権	さけ・ます定置、やりいか・こうなご・たなご定置、さけ刺網他
東定11号	定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業

表（4）尻屋漁協の漁業権

このうち「東定11号」の定置網漁業は当集落在住の9名によって操業されている。また上記の共同漁業権区域内には、隣接する岩屋漁協と尻労漁協が入漁権を有している。この入漁では布海苔採取がなされるが、その回数は岩屋が年3回、尻労が年1回である。その入漁に際しては、場所と採取方法が細かく規定されている。岩屋の1回目の入漁では、アワビやウニの採取、泳ぎや潜水による採取方法が禁止されている。このときは「胴じき」を着用した方法のみが許されている。

当地の昆布採取についての厳格な規制は有名であり、先の「原始共産制」という名称もこの方法の見聞に由来するといわれてきた。この規制は現在では一定の改正がなされてきたが、当集落から他出した者や居住者であっても漁業以外の職業についている者は採取できない。採取当日は有線放送で採取場所を知らせ、三余会の「旗係」の合図で一斉に浜に降りて採取する。布海苔を置くための石は一人2個と制限されているので、1戸から多くの人数がでている場合のほうが多く採取できる。また、かつて採取者は15歳から72歳という年齢制限があったが、現在はない。

② 野牛漁協

野牛漁協の組合員は1戸1組合員方式であるが、その居住地は古野牛川、野牛、入口、稲崎の4集落に分かれている。組合員になるには各「部落の一員になることが必要」と言われている。

漁業権としては第1種・2種・3種の共同漁業権、第5種共同漁業権、第1種区画漁業権を免許されている。この区画漁業権では地先の海を三つに分け、ほたての稚貝を放流している。

この漁協では各種の漁業権についての規制が詳細に定められている。例えば、定置網漁業の場合は、7人が従事しているが、その網を入れる場所はローテーションで毎年交代している（表5）。さらに、春定置網漁業を営む者はサケ刺網漁業、春たこ籠漁業、あいなめ籠漁業などは禁じられ、たこやあいなめの籠数も「各世帯200個以内」といったような規制が定められている。組合長によると、少数の「力のあるものがなんでもやるので、規制をかけた」という。

年	04	05	06	07	08	09	10
A	1	2	3	4	5	6	7
B	6	7	1	2	3	4	5
C	2	3	4	5	6	7	1
D	4	5	6	7	1	2	3
E	5	6	7	1	2	3	4
F	7	1	2	3	4	5	6
G	3	4	5	6	7	1	2

表（5）春定置網漁順番表（2004年から2010年）（ABCは人名、123は漁場）

③石持漁協

石持漁協の組合員は1戸1組合員方式であるが、石持集落と稲崎集落、内陸部の大利集落の居住者から構成されている。主要な水産物はイカ、サケ、たこなどであり、第1種・2種の共同漁業権を当漁協は免許されている。野牛漁協ほどの内部規制はないが、それでもいくつかの規制は行使されている。たとえば、底建網漁業では1人7ヶ統に制限し、共同漁業権区域内での5ヶ統、区域外での2ヶ統に振り分け、区域内での底建網漁の場所は操業者間の「くじ引き」で決めている。さらに各種の籠漁業では1人500籠とされているが、定置網漁業と底建網漁業に従事している者は100籠に制限されている。ちなみにここでは定置網漁業の場所は野牛漁協のようにローテーションをくんでいないが、その理由は「網をおろす場所の深さが異なっているため、毎年場所を変えることが難しいから」と説明されている。

当漁協の共同漁業権区域には隣接する野牛漁協と関根浜漁協が入漁権を設定している。さらにこの区域内には海洋調査研究船「みずほ」と大型海洋観測研究船「みらい」の幅200mの航路が設定されている。その航路には網をたてることができないので、その「航路保障」が毎年日本原子力船研究開発事業団からなされている。

（5）集落組織

尻屋や目名の集落組織については、従来からの慣行が継続してはいるが、その影響力に関しては機能分散による変化が見られる。既述のように、大利集落や目名集落では集落営農が組織され、特定農業団体設立しており、

他方では各集落では一定の入会林野や共有地を維持している。現在ではこういった当該共有地への権利戸集団の力が大きくなっている。特に尻屋集落では、従来の「部落会」や「三餘会」、漁協ではなく「土地共有会」が大きな発言力を有している。この傾向は尻屋集落や小田野沢集落でもみられるが、後者では入会集団から共有者集団に変化してきている。目名集落でも「目名生産森林組合」が結成され、旧戸だけの入会集団が存続しているが、他方で既述のように専業農家にはこれらの権利戸（旧戸）ではない新戸（分家）が多く、「目名神楽会」においても新戸の後継者が多いことは関心をひく点である。

家族慣行としては目名集落でのイブシオヤ慣行が現在も存続しているが、「貰い子」についてはむしろ隠す傾向が見られる。この現象は現在の家族・親族観を反映しているであろう。すなわち、家族が生物学的関係を基軸とするという観念である。

しかし、イブシオヤ慣行については、最近でも継続されており、特に過去10年間に新たにイブシオヤ・ムスコ関係をとり結ぶ例や、男の子がいないので、ムスメとイブシオヤ・コ関係をとり結ぶ例もあった。

集落組織に関しては、尻屋の「三餘会」に若干ふれておく。当会は大正時代以来の青年会であるが、その規約の変更は最小限に抑えられている。しかし、集落での発言力の低下は否定しがたい。これは当集落での土地共有会による多額の現金収入が、部落会、漁協、「三餘会」をしのぐ地位を築き上げてきたからであろう。

現在は約30名の会員が所属しているが、すべて各戸の「跡取り」である。これも大きな変化である。なぜならば、かつては「跡取り」だけでなく、次三男や「貰い子」も加入していたからである。

（6）今後の課題

今後の残された課題は、各漁協組織と各集落組織との相互関係を検証することである。集落という慣習上の組織は漁協という法的な組織がどのような相互関係を維持、構成しているかを検証することによって、「法と共同性」の一側面を明らかにすることができる。さらに、この検証は、都市社会での町内会（自治会）組織と各種の行政上の要請との関係にも応用できるであろう。

さらに個別的には尻屋での三余会の構成員の変化に留意したい。現在のような「跡取り」のみに変化してきた理由が当該集落の構成原理や漁業形態とどう関連しているか、このことは家族構成をも視野に入れた「法と共同性」を解釈することになる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 林研三「「貰い子」と家族と村落—青森県下北郡東通村尻屋・目名の事例から—」札幌法学19巻1号(2008) 1～31頁 査読無
- ② 塩谷弘康「整備後における入会林野利用の現状と課題—福島県旧館岩村(現南会津町)の事例から—」福島大学地域創造 20巻1号(2008) 66～81頁 査読無
- ③ 岩崎由美子「農村女性の経営・社会参画」人権と部落問題 774号(2008) 43～51頁 査読無

[学会発表] (計1件)

- ① 岩崎由美子 「担い手展開地域 東北における集落営農組織化の問題点」日本農業法学会 2007年11月10日 山形市 協同の杜 JA研修所)

[図書] (計1件)

- ① 鈴木龍也、昭和堂、共著「里山学のまなざし」(2009年) 157～178頁 査読無

研究組織

(1) 研究代表者

林 研三・札幌大学・法学部・教授
60218568

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

鈴木龍也・龍谷大学・法学部・教授
30196844

塩谷弘康・福島大学・行政政策学類・教授

50250965

岩崎由美子・福島大学・行政政策学類・准教授

80302313

(4) 研究協力者

前川佳夫・中央学院大学・法学部・非常勤講師